

トマスにおける人間的な（人間らしい）自由の根底

渡部 菊郎

序論

人間的な（人間らしい）自由とはどのようなものであろうか。

ソクラテス以来の「主知主義」的な立場を貫けば、「人間は知っていれば悪いことはしない」、逆から言えば人間は、知性の判断に必然的に従った行為をするはずで「人間的な自由」は存在し得ない。また、もし人間に「全く無制約な自由決定力」を措定した場合、全く恣意的な自由を人間は行使できることになるであろうが、それは「人間的な」自由を持っているということを意味しない。なぜならそうなると、人間の世界に倫理・道徳的な無秩序を認めることになってしまう、せいぜい「非人間的な」法の規制が人間の自由を（社会のための必要悪として）制約することになってしまうからである。

トマス・アクイナス人間論の原理論ともいえる『神学大全』第二一部の序文において、トマスは人間が「神の似像へ向けて」造られており、神の似像として知性的であり、自由決定力によって自由であり、自分自身で能力のあるものであるという。そこから第一部での範型すなわち神についての考察に続いてその似像について、自らの行

為の根原であり、自由決定力を持ち、自主独立の行為のちからを持つものとして人間を考察する⁽¹⁾といっている。そして彼は、「自由の根底は基体としては意志であり、原因としては理性である⁽²⁾」という。

本稿では、このテーゼをめぐってアリストテレスの倫理学を受容・発展させたトマスの基本的な視座を明らかにするために彼の人間のペルソナ（人格）における意志と知性の位置づけと相互関係を中心として、トマスの人間的な自由の根底を考察することにする。

第一章 精神とペルソナ（人格）

（一）「神の似像」と人間的な自由

まず人間が「神の似像」へ向けて造られていることは人間の自由の問題に関していかなる意味を持つのであろうか。

さて、何かの似像とはその何かの類似であるばかりではなく、その他のものに基づいて表出されたものであり⁽³⁾、またその類似が類や共通的な附帯性に関してのみでなく、種に関する類似でもあるもの⁽⁴⁾のことをいう。

ところで被造物は、神の本質を範型としてそれによって範型づけられたものであるから⁽⁵⁾、被造物は全て神から表出されたものである。しかし存在することや生きている限りにおいてばかりでなく、知性認識をもするという、最終的な種差に関する類似を持つ知性的被造物においてのみ、神との間に種に関する類似がみられ、神の似像が見いだされる⁽⁶⁾。したがって神の似像が見いだされるのは、人間の知性的本性すなわち「精神」⁽⁷⁾においてである。

さらにキリスト教の神は三位一体の神であるから、人間の「精神」のうちには、神の「知性的本性」⁽⁷⁾においての

みならず「ペルソナの三性」に即しての「神」の似像が見いだされる。⁽⁸⁾ 神においてはその根原の内にとどまりつつ発出する意志、知性のはたらきがみられるが、人間も自ら現実⁽⁹⁾に知性認識し、自己の内⁽⁹⁾に言葉⁽⁹⁾を懐念し、また現実⁽⁹⁾に愛し、意志の内⁽⁹⁾に「愛されたもの」として自己自身⁽⁹⁾を発出する。このように、人間の内には「知性」にそくした「言葉」の発出、意志にそくした「愛」の発出という三位一体の似像が見いだされる。⁽¹⁰⁾

しかしこのような知性と意志のはたらきは第一次根原的には現実態にそくして見られるが、人間は常に現実⁽⁹⁾に知性や意志をはたらかせているわけではないので、人間の魂の内にはそのはたらきの根原としての習態や能力としてあり、「神の似像」は第二次的にいわば帰結する仕方においてみいだされ、人間は精神において神の似像「へと」向けて自由に造られている。

(二) 人間の魂と知性的本性

さて、魂の本質に関してトマスは、アリストテレスの「魂とは、可能的に生命を有する自然的物体の第一の現実態⁽¹²⁾」という定義を継承しているが、彼独自の存在の哲学の内へ発展させている。すなわち、トマスによれば理性的な動物である人間の魂は、その本質という観点から考察すると、身体⁽¹³⁾の「第一の現実態⁽¹³⁾」である人間の存在の形相⁽¹³⁾な根原である実体的な形相である。しかしこの理性的な魂という形相は、質料と合一する自然的形相の一つでありながら最上位のものであり、より下位の形相に属することをことごとく自らの「ちから」の内⁽¹⁴⁾に含んでいる。そして形相としての完全性のゆえに、もはや物体的質料の内⁽¹⁴⁾に沈湎することなく超出し、いかなる身体器官との共働をも必要とせず、非質料的な仕方⁽¹⁵⁾で魂のみを基体とし、それ自体で自存するはたらきと存在をもつものである。志活動といった靈的はたらきへのちからをも持ち、それ自体で自存するはたらきと存在をもつものである。

さて、形相がそれ自体で自存するということは、トマスにおいては「自己の本質へ立ち返る」ことを意味している。¹⁶つまり、魂の上位の諸能力は、それが非質料的であることからそれ自身の上に立ち返る。意志も知性も自ら自身に立ち返り、相互にまた魂の本質に、そして感覚、場所運動、欲求、自育などの質料（身体）の現実態として身体的器官と共働する魂の全てのちからに立ち返ることができるのである。¹⁷

しかし、人間の知性的本性にとつて固有なことは、一挙に真理に到達することはできないので、真理を認識するためにはまず探求をし、一つのものに基づき、そこから他のものへと複合・分割したり、推論しながら継次的に完成されてゆく思弁的な「理性」という性格を持ち、また考察された真理を目的ではたらきや行為へと秩序づける際にも実践的な推論をしつつ完成されてゆく実践的な「理性」という可能態性・継次的完成という性格を持つことである。¹⁸

(三) 人間のペルソナ性と精神

また、人間の内に見いだされる三一性、すなわち発出の根原としての精神自身、知性の内で懐念された精神、意志の内の愛された精神は、神におけるようにそのはたらきがその存在なのではなく、またこの三者が一つの「本性」なのでもない。¹⁹三位一体の似像である人間の「精神」は魂の本質ではなく、魂を基体とし、魂の本質とはたらきの媒介である、記憶や知解や意志を包含した能力的全体を意味する。²⁰それゆえ知性も意志も自らの内にとどまり、自らを完成させる内在的なはたらきの能力であるが、魂の本質を根原としてそこから流出する精神のはたらきなのである。²¹

さて、一般に複合体は実体的な形相（本質）によって実体的に存在を持ち、その実体的な形相にもなうちから

によって様々なはたらきをなす⁽²³⁾のであるが、身体と魂からなる複合体である人間は各自の一つの実体的な形相によって「この人間」として実体的に存在を持ち、そこから流出するちからによってはたらく。そして知性、意志という精神の能力は魂という実体的な形相に対する附帯形相として、人間の種の本質的根原から原因づけられた本性的固有性⁽²⁴⁾として基体となる人間の完成のために存している⁽²⁵⁾のである。

それゆえペルソナとはポエティウスの定式にしたがって理性的本性を有する個の実体⁽²⁶⁾、理性的本性において自存する⁽²⁷⁾、全自然における最も完全な自存体⁽²⁸⁾として自らの行為に対する自主性を有し、他のもののように単に動かされ動くだけではなく、自らはたらく⁽²⁹⁾ことができるものを意味するが、トマスにおいて人間のペルソナは理性的魂の本質・本性とは異なる「精神」において見られる。そして「はたらくペルソナは目的によって動かされる限りにおいてははたらきの原因であり、そのようにして主要根源的にはたらしへと秩序づけられている⁽³⁰⁾」のであり、トマスは何か自らの自然本性との関係を絶した孤立的ないわば近代的な「自己原因性・目的性」にペルソナをみているわけではない。

すなわち人間はその自存的存在そのものではなく、目的との関係における現実的なはたらきへの関係においてペルソナ（人格）として理解されているのである。

第二章 自然本性と自由

(一) 自然本性的傾向性と必然性

トマスによると、神によって創造された宇宙全体が、何らかの模倣により神の善性を表現している限りにおいて、

神を目的として秩序づけられており、自らの「目的」である善に傾き善を欲求し、自らの完全性を求める。すなわち、被造物は全て神の善性の類似である自らの完全性に到達することを欲するように、秩序づけられている。⁽³²⁾

このように、被造物のもつ自然本性（はたらきへの関係において捉えられた本質）自体が、知性的第一動者である神によって付与された傾向性であり、これが自らを目的へと秩序づけるのである。そして、自然的なものは第一の知性的認識者である神から目的への傾向性をえているので、目的を認識しないものでも、目的のためにはたらく。⁽³³⁾ すなわち全てはたらくものは目的のためにはたらく⁽³⁴⁾、その究極目的は神であり、万物の目的因は最高善である神である。

さてあるものが目的である何かに秩序づけられ導かれるのは、矢が射者によって定められた標的へ向かう場合のように、その目的への運動の根原が自己自身の外にある「強制」的な場合と、目的への運動の根原の形相が動くものに内的で、その運動が「自然」的な場合とがある。⁽³⁵⁾

神が自らを万物の目的因として被造物を創造されたといっても、神は自然的なもの自体が固有のはたらきを持つようにはたらくのであり、外部から「暴力的・反自然本性的に」はたらくわけではない。だが、それは被造物が神の善性から存在を受け取り、自らの自然本性において自立する限りにおいてなのである。⁽³⁶⁾

したがって、被造物の自然本性的欲求は第一動者の秩序付けに基づいてはいても被造物に内属する傾向性⁽³⁷⁾であり、運動の根原の形相はそのものに内的である。ところで自然本性には常に自然本性に対比する「一つのもの」が対応し、⁽³⁸⁾ はたらきの秩序は、自然本性の秩序にしたがう⁽³⁹⁾。そして、自然本性的な能動者には、自然本性的な結果の類似が目的として先在しており、はたらきはそれに基づきこの結果に向けて規定されている。⁽⁴⁰⁾ それゆえ、いかなるものであれその自然本性が規定されているならば、その固有のはたらきも、必然的に自然本性に適合した仕方規定さ

れている。⁽⁴⁾

人間もこのように創造された固有の自然本性に基づき、知性・理性的本性という内的根原から神を目的とする自然本性的傾向性を持つている。つまり人間は究極目的として神を意志し、自らの完全性をめざす。それゆえ、人間において究極目的を意志するという意志の第一のはたらきは人間の自由な秩序づけに基づくのではなく、自然の誘発に基づいた⁽⁴⁾自然本性的傾向性であり、究極目的への欲求は、人間の理性と意志とによって主となれる（自由な）ことには属さない。⁽⁴⁾

では、人間に自由はないのであろうか。

さて、知性的欲求である意志は人間に内在する自然本性的な根原に基づき善へと向かう傾向性であるから、外的な作用者によって反対のことをすることができないように強制する「強制の必然」すなわち「暴力的なもの」にしたがって必然的に動くのではない。そうではなく、自らの内的根原に基づき、ちよūdど知性が必然的に諸々の第一の根原（原理）に固着しているように、意志は必然的に至福という究極目的に固着している。このような意味での自然本性的な必然性に基づいて他の自然的なものと同様、意志は善へと傾く。⁽⁴⁾

では、自然本性と意志の自由とはどのように関係するのであろうか。

自然本性とは、いかなる運動にせよその運動の内的根原を意味する。⁽⁴⁾ところで、自然的なものの運動・変化は、質料ではなく形相から引き起こされるから、自然的なものがそれにしたがって種を得る形相が、最も真なる意味でそれぞれのものの自然本性である。そしてその内的なはたらきの根原である形相に付随する自然的欲求といわれる傾きがあり、それからはたらきが生ずる。

したがって、人間の実体的な形相である知性的魂の能力として意志は、魂の自然本性から必然的に派生し、⁽⁴⁾自然

本性的に「善」を意志するのである。⁽⁹⁾

(二) 人間の自然本性と意志の自由

では人間はその意志するものを全て必然的に意志するのであろうか。

魂の欲求能力である意志の自然本性も善ないし目的への傾向性であり、他の被造物同様自然本性的に善を欲求する。しかし魂を持たない自然的なものの形相は質料によって「個体化される形相」であり、それに付随する自然本性的傾向性はある一つのものに限定されている。また、魂を持っていても非理性的な能動的根原、たとえば感覚においては、感覚によって「把握された形相」は、常に同一の形相であるのではないが、自然的なものの形相と同様「個」的なものである。ところで欲求能力とは、把握されたものによって動かされることが本性的な受動的能力であり、動かされて動くものである。⁽¹⁰⁾ それゆえ感覚によって把握された形相に基づく感覚的欲求には「一つ」のはたらかへの傾向性が付随する。⁽¹¹⁾

他方、人間の魂の本質から流出する能力としての「知性的」欲求である意志は、「知性において把握された形相」に付随するものであり、そこから外的なはたらかが付随する。ところが、知性認識された形相は質料的諸条件を全て抽象されたものであり、常に同一のものでないばかりではなく、そのもとに「多」が含まれる「普遍」的なものである。しかしはたらかは「個」に関係する。つまり、意志は把握された善という普遍的な特質のもとにおいてでなければ何物にも向かいえないが、はたらかの向かう「善」は多様で、意志の傾向性は何か一つのものに限定されてはいないし、意志は一つのこと必然的に限定されているのではない。⁽¹²⁾ 「普遍的善」に含まれる多くの「善」に非・限定的（自由）に向かうことができるのである。⁽¹³⁾

したがって、人間の魂の「知性」的欲求能力である意志には固有な意味で能力としての意志に属するものも見いだされ、意志は自然本性の必然性に基づくばかりではなく、知性的欲求である意志に固有の決定・限定（自由）によつて何か「善いもの」を欲求するのである。

では、その意志に固有の決定・限定とはどのようなものであろうか。

人間のなはたらきの根原は、固有の意味では知性と意志であるが、自然本性はそれが高度なものであるほど、そこから発出するものはそれ自らにとつてより内的になる。⁽⁵⁵⁾ 知性的魂はそれ自体で自存する存在とはたらきをもち、知性と意志を含む「精神」によつて自らの本質へと立ち返るものであるから、人間の知性的欲求である意志の傾向性は、知性によつて目的が自らの志向する「善」であると認識されることによつて、自らにとつて内的な自発的で意志的な知性的欲求となる。つまり意志のはたらきは可知的な仕方で「知性認識するもの」において、これをその根原としまたその固有の基体として存在する。⁽⁵⁶⁾ ここで自発的な意志性とは、はたらきが固有の傾向性によるばかりでなく、⁽⁵⁷⁾ 目的の完全な認識を持ちながら、自らに内的な根原によつても目的のためにはたらくことである。その際、理性的本性を持つ人間の場合は、目的だけではなく、目的の性格と目的へといたる手だての目的への秩序づけの対比連関も認識される⁽⁵⁸⁾ という目的の完全な認識を伴っている。

(三) 意志のはたらき

さて、人間の「精神」として知性的魂の「能力」である知性も意志も、常に現実態にあるわけではない。そして能力は①はたらくかはたらかないか、②あれまたはこれをなすことへの二重の仕方で可能態にある。さて、常に現実にはたらいっているものではなく、また対象によつて動かされる人間の意志は、何らかの外的な根原によつて、「現

実に・何か」を意志することへ動かされる必要がある。⁽⁶⁸⁾

①意志の遂行

まず意志の第一の運動は、既に現実態にあり意志を超越する能動因、すなわち意志にとっては外的な動者の誘発によって生ずる。⁽⁶⁹⁾ すなわち人間にとって自然本性的である共通の普遍的善への秩序を持った意志の運動を生ぜしめる能動因は、自然本性自体の原因であり、⁽⁷⁰⁾ ひとがそれを神と呼ぶ共通の普遍的善である。⁽⁷¹⁾ 神は人間の意志を、普遍的な動者が意志の普遍的な対象である善へと動かすように動かす。そして、この第一原因の普遍的な動かしなしには人間は何も意志することはできないのである。⁽⁷²⁾

しかし神が人間の意志を動かす第一原因であつても、知性的魂の能力である精神は自己還帰するものであり、知性的欲求である意志はこのような外的動者の誘発によって「動かされ」現実態に至ると自己還帰し自らはたらしきを認識し、第一の外的な根原をもとにしてはいても自らに「内的な」根原に基づいて自らを動かすようになるので、⁽⁷³⁾ はたらしきの内に意志的な自発性が見いだされ、意志は自らはたらしきの主（自由）なのである。⁽⁷⁴⁾

また、共通普遍的な目的に関わる能力が個別的な目的に関わる能力を動かす、それぞれの能力は自己に適合した固有の善に関わる。⁽⁷⁵⁾ そして意志と知性は精神において相互包含的であり、また意志の対象である普遍的な善には知性の完成（善）である真が特殊な善として含まれる。それゆえ究極目的を意志する意志は知性をはたらしきの遂行に關して真理の認識へと動かし、⁽⁷⁶⁾ 目的を意志することによって、目的へと向けられたことを思量し、自ら目的への手だてを意志するように動かすのである。⁽⁷⁷⁾ また人間の知性的魂はより下位の形相に属することをことごとく自らのちからの内に含んでいるので、主要目的に関する能力は常に目的にいたる手だてに関する能力を意志の対象である目

的（善）の観点から「命ずる」という仕方では現実には動かすので、意志はまた感覚、場所運動、欲求など他の諸能力を（もちろん自然本性に反しない範囲で）動かすようになる。

したがってはたらきの遂行の側から精神の運動を考察すると、常に現実に意志しているのではない人間の意志はたしかに第一のはたらきに関しては外的な原因による誘発によって動かされる⁽²⁰⁾。しかし現実態に至った後の自らの根原に基づいた自発的で意志的なのはたらきの遂行に関しては、意志は自分自身によって動かされて動く。それゆえ究極目的への自然本性的傾向性すなわち至福やそれに必然的に付随することを必然的に意志する可知的傾向性への精神の現実的な立ち還りが後の意志の根原となる。

②対象の規定に関して

さて意志の対象は目的という特質を持つ共通の普遍的な善であるが、目的ははたらきの根拠として、その目的のためにはたらくものの形相としてはたらくものに内属していなければならぬ。しかし目的が獲得されるとはたらくも止んでしまうから、自然の完全な存在にそくしてではなく、意図の様態で人間知性に内在する。そして善は理性によって真という普遍的特質のもとで把握され⁽²¹⁾、そして理性は目的であるその対象を「善」として意志に提示することによって意志を動かす⁽²²⁾。すなわち理性によって善そして目的にとつて適切なものという性格のもとに把握されるものが、対象として意志を動かす⁽²³⁾。

このように意志を動かす対象は理性によって把握された善である。しかしあるものが善という特質のもとに把握されても、目的への対比から適切なものと把握されなければ意志を動かすことはない⁽²⁴⁾。すなわち、知性の善である真理の認識には意志の第一の運動が先行し、後の意志の運動には知性の把握が先行する⁽²⁵⁾が、知性を動かす意志の目

的との関係で知性によって把握された適切な善が意志の対象となり、次にそれが目的となつて自己還帰する意志を動かすのである。⁽⁷⁶⁾

それゆえ、意志のはたらきを種別化する対象の側から魂の能力の運動を考察するなら、運動の根原は知性に基づく。知性は、目的の何であるかをあらかじめ捉え、それを意志に提示する限りにおいて意志を動かすのである。認識された善が意志の対象であり、知性は形相的根源として対象の側から意志を動かし、⁽⁷⁷⁾ また意志は目的の観点からはたらきの遂行に関して能動者の仕方では知性（および他の能力）を動かす。⁽⁷⁸⁾

第三章 理性と人間的な自由

(一) 自由な決定力

ところで、トマスによると実践の領域において人間が自由に決断する能力は、端的な意味での理性でも意志でもなく、「選択する」というのはたらきへの秩序における意志」を意味する自由決定力である。⁽⁷⁹⁾

トマスにおいて自由決定力とは自由に判断・選択・決定するはたらきの根原として、意志と別の能力ではなく、「なされるべきこと」を選択するといふはたらきとの関係においてとらえられた意志の能力である。⁽⁸⁰⁾ すなわち自由決定力は自発的に意志する個々の非必然的なものに関わる人間の自由な選択のちからである。⁽⁸¹⁾

さて、自然的な本能に促されてではなく、理性による一種の比量に基づき、⁽⁸²⁾ 自己の判断についての理由（根拠）の認識を伴う判断、⁽⁸³⁾ すなわち自らが行う判断・決定（判定）の原因となれる人間のみが、自由を持つ。このような理性による自由な判断を前提として自由決定力はあれかこれかの目的への手だてを選択する。⁽⁸⁴⁾

自由決定力を持つ人間の場合、はたらしきの根原が自らのうちに見いだされるのみでなく、自らが精神の能力である知性と意志によって当の根原の原因となっているので、自由決定力は判断することにおいて自由を作り出す能力であるといわれる。これは精神の自己還帰に基づき、目的と目的への手だてについての自らの判断について、またそれにもとづいて判断する根拠の諸連関を認識する理性に属する。それゆえ、自由の根底は原因（根拠）としては理性である。しかし決定を下す基体は意志にある。

では、非必然的で個別的ななすべきことの選択に関わる実践的な理性の判断はどのようになされるのであろうか。思弁的な理性の目的は真理を考察することであり、実践的な理性の目的は考察された真理を意志の目的であるはたらしきや行為へと秩序づけることにある。実践的な理性は把握するちからだけではなく、原因づけることのできる「動かす能力」であるが、意志とは異なり運動を遂行するのではなく、運動へ導き、捉えるものをはたらしきにまで秩序づけ、命じるだけである。しかし把握されたことが行為にまで秩序づけられているか否かは理性にとっては附帯的なことであるから、実践的な理性とか思弁的な理性といっても二つの異なる能力なのではなく、目的の違いによる。したがって、実践的な理性の対象は「真」という特質のもとに行為にまで秩序づけられる「善」である。⁸⁰

(二) 実践的な理性の第一原理

ところで、理性の運動には、それに基づき、そこから推論を始め結論を探求・発見したり、また見いだされたものをそこへと還元しつつそこからまた次の推論へと進む、運動の始原でありまた終極ともなる不動の第一の根原（原理）がある。選択における実践的推論において結論にあたるのは非必然的で個別的な「なすべきはたらしき」であるが、その大前提にあたる第一の原理としてトマスは「善はなすべく・追求するべきであり、悪は避けるべきであ

る」をあげている。⁽²¹⁾

さて、思弁的な理性において端的に第一に捉えられるのは在るものであるように、行為に秩序づけられている実践的な理性によって第一に捉えられるのが善である。そして（思弁的）理性の推論（論証）において、「同一のことを同時に肯定し、また否定することはできない」や「全て全体は部分より大きい」といった複合・分割する知性はたらしきの第一の原理が知性によって端的に最初に理解される「在るもの」に基づいて成立するように、実践的な理性の推論の第一原理は実践的な理性によって最初に捉えられる「善」に基づいて成立する。⁽²²⁾

さて「善」とは全てのもとの合致しうるような能力・可能態を持つ魂の欲求との関係において語られた「在るもの」であり、「在るもの」は欲求能力を終極・目的という仕方⁽²³⁾で完成する⁽²⁴⁾かぎり、「善」である。全てはたらくものは善という本質的特質を持つ目的のためにはたらく。それゆえ実践的な理性があるものを「善」と捉えることはそれを意志（欲求）の目的（対象）として捉えることである。したがって、それへと人間が自然本性的傾向性を持つ全てのものを理性は善、それゆえ行為すべきものと自然本性的に把握する。⁽²⁵⁾

人間の魂は継次的に完成する理性的本性を持つものではあるが、このような第一の根原の「知解」は、勿論習態的なものとして第二現実態であるはたらきとしてではないが、即座にそして探求や獲得の道によらず（自然本性的に）直観され、それ自体で知られる。これは、それに付随する全てのはたらきと結果とのいわば自然本性的種子として、人間の知性的魂に自然本性的に植え付けられており、先在している。トマスは、このような人間の知性的魂に自然本性的に植え付けられ先在している、なされるべきことの第一の根原の自然本性的習態を良知として捉えている。⁽²⁶⁾良知は自然本性的な習態に基づいて常に善に傾く。⁽²⁷⁾

しかし全て能力は外的根原から現実態にいたり、人間知性は「可能知性」であり、良知は能力という点からみる

と受動的な能力であり、ともに可能態にあるから、ちよつと思弁的な理性において全体が何であり、部分が何であるかは可感的表象像から受容した可知的形象によつてしか認識されえないように、実践的な理性によつて個別的ななされるべきことへ知を「適応」することによつてのみ良知は現実態にいたる。したがつて良知は、われわれの内
に自然本性的に植え付けられ先在しているが、限定され完成されたものとしては先在しておらず、個別的なことへの適応を通じてのみ認識される、という部分的に自然本性に由来し、部分的には外的根原に由来する自然本性的な習態なのである。すなわち実践的な理性が個別的ななされることに知を適応することによつて、すなわち「限定された対象」の認識において、知性の質である第一現実態にある諸原理の習態が第二現実態にいたるような「普遍」の認識なのである。

このように、実践的な理性の第一原理である良知が、実践的な理性による実践的推論の全体を根原的に方向付け、基礎づけている。全ての実践的な理性の判断は自然本性的に知られた原理から発し、人間は理性と良知によつて判断するのである。

さて、良知の普遍的判断を個別的なことに適応し、何がなされるべきかを思量し、洞察することは、ちよつど原理から結論を探索してゆく発見のように、良心によつてなされる。その際、良心は導き、勧め、拘束するが、良心の拘束は、「これをしなければ、このような益はないであらう」とか「この善のためにはこれを選択すべし」というような、目的が前提された上での限定された必然、目的の必然性とか有用性の必然という仕方による。このような良心の「拘束」は確かに外的作用者による拘束として意志に課せられるが、それは強制の必然性からは自由な自発的なことにおいて意志に生じる拘束であり、それも精神的な「知」を媒介とした「命ずる」ちからによる拘束である。

しかしあれこれ吟味する良心の判断は個別的なことから認識のみに関わり、認識のなすべきことへの適応の決定には理性のはたらきに属するものが留まっている限りでの意志のはたらきである選択が関わる。

(三) 人間の自由な選択

つまり人間の自由な決定には精神における理性の判定と欲求の採択の二側面があり、理性による自由な判断を前提として、欲求するちからが選択をする。すなわち選択は理性による熟慮と意志による同意から成り立っており、選択することは目的へと立ち還り、理性が意志に目的にとって有用なものとして提示する善を最終的に受容（同意）する意志の現実態なのである。

ところが、既に述べたように究極目的を意志するという意志の第一のはたらきは理性による秩序付けに基づくものではなく、むしろ外的な自然の誘発に基づいている。したがって、究極目的そのものの欲求における意志の傾きは人間の自由になるものではないし、理性によって自由に原因づけられることもない。そしてこの究極目的への意志の第一のはたらきが理性を目的への手だての思量へと動かすから、実践的な理性の判断の第一の根原は究極目的である善であり、目的そのものに関わる欲求が、実践的な理性による何が目的への手だてとして適切な善なのかの認識にとつての「尺度」となる。そして、この実践的な理性の真理が、目的への手だてに関わる意志の「正しさ」とつての基準となる。しかも、人間の意志によって生ずることには「必然的なもの」は属さず、目的にいたる手だてとして自由に選択される「善」は個別的・非必然的なことである。トマスにおいて思弁的な理性の真理とは「ものと知性との合致・対等」であるが、実践的な理性の判断の真理は思弁的な理性の考察の真理そのものから生ずることはなく、推論を始めさせた意志の目的への立ち還りにもとづき、目的の欲求との関係において成立する。

つまり、今・ここでわたしが下す実践的判断の真理、したがってまた、それに基づいてなされる選択の善は、目的への立ち還りによる理性の判断と目的の正しい欲求との合致に基づく。そこでトマスは実践的な理性の真理は、「正しい欲求に対する合致・対等」に存するという。しかしトマスによると人間にとって究極目的の「存在」は認識されても、その「何であるか」は認識されないのである。

さて、一つのはたらきがその当然持つべき正しさからはずれることが、トマスにおいて罪を犯すことである。そしてそのはたらきの基準が能動者のちからそのものに他ならないようなはたらきのみが正しさから逸脱しないはたらきである。

しかし人間知性は意志の究極目的である最高善（至福・神）の本質を捉えることはできず、またそれへと向けてなされる人間の実践的判断におけるはたらきの基準は自らのちからのうちにはない。また実践的判断は個別的なこゝとへ向けて特殊の三段論法によって完成されるので、普遍的な良知の判断においては誤りが生ずることはないとしても、実践的な推論において誤った推論や不当な推論をしたりすることがおきうる。良知の普遍的な判断を個別的な行為に適應する際良心も誤りうる。また、意志は感覺的欲求によっても動かされるので欲望や他の情念に圧倒され選択が良心の判断に反することもある。

すなわち人間は、究極目的への正しい傾向性によって規制されそこへと向けて理性を正しくはたらかせる限りにおいてでなければ、自らの精神や行為に対しての正しさを保てないのである。そしていかなる被造物もその自然本性において「特殊」な善であり、究極目的である普遍的な善とは異なり可能態の混合が附帯する。すなわちある観点で「善」ではあっても、必然的に善であるのではない。そこで人間は、自らのはたらきにおいても意志の対象の認識においても、はたらきの基準を自らのちからの内に持ち、自然本性的に善の内に確定されていて、罪を犯す

ことのできないような自由決定力を持つてはいない。つまり人間精神は、自らの自然本性的境位にしたがって常に罪にさらされている。したがって、意志と知性という精神の能力において自然本性的に自由でありうる人間も、その人間的な自由の根底である自然本性において「罪を犯さないでいることができる」という自由は持っていないのである。

結語

以上のように人間は、その自存的な理性的本性という創造された自然本性において自由な行為の主であるが、それは究極目的である神からの原因づけに基づいた自然本性的傾向性への知性と意志を含むペルソナである人間精神の自己還帰性に基づいている。

さて、人間のはたらきの根原は自然本性に基づいたその能力と徳（善い習態）であり、神によって第一の意志の運動は動かされているとしても、いわば人間の内面における選択の「個別的な」場面において「目的への手だて」はそれを決定する人間に形成されている習態に⁽¹⁸⁾応じる。具体的に欲求される善ないし目的は常に特殊的善であって、自然本性的必然性に基づいて欲求されるのではなく、むしろ実践的な理性によって認識され、意志に対して欲求の対象として提示される。その際、実践的な理性の判断は、個別的な場面においては知性的欲求である意志と感覚的欲求能力を含む欲求能力全体と実践的な理性自身のうちに形成されている習態（人柄）によって規定されている。

トマスは実践的な理性が習態的に正しく行使される場合それは「正しい理性」であり、知慮の徳に基づくこととなるが、これは、意志のはたらきを正しい方向へと習態的に規定する倫理的徳に基づき、実践的な理性にとつて正

しく考量し判断することが自然なことになっているのである。

ところで徳のはたらきとは自由決定力の善き使用であるが、自由決定力自体は習態ではなく、習態以前の人間の理性的魂の欲求的能力である。そして、実践的な理性の第一原理は良心の判断にとつての根原であるばかりではなく、知慮の判断にとつての根原でもある。

したがって人間が、その精神の自己還帰のちからにより習態以前に立ち還り、究極目的と自己の関係全体の根底から、新たに究極目的への方向づけを形成し直し、いわばそこへと招かれている自己完成としての人間的な自由の根底への立ち還りの能力も自由決定力にある。その際、実践的選択において、良知に発する良心の拘束にしたがうことや、本来理性に属する法を顧慮することも、知慮に基づいた選択であり、単に受動的に「命令」にしたがうことではなく、むしろ自発的に知慮の形成へと自由に自己形成していくことである。

しかしトマスにおいてはその何であるかを認識することのできない究極目的への自然本性的傾向性をもとにした知慮の形成が問題であるから、さらに「あなたがたを自由にする」と言われる第一の真理への信仰や希望、さらには愛を中心とした対神徳の形成が必要とされるであろう。しかしそれは自然本性的な理性にとつては、恩寵という別の次元に属する。

トマスによれば、恩寵は自然本性を破壊することなくむしろ完成するのであるから、恩寵を受けるにふさわしい人間的な自由の根底からの人間的な自由の根底へ向けての習態形成が「神の似像へと向けて」造られた、精神において自由であるが罪を犯さざるをえない人間本性にふさわしい人間的な自由への道であるといえよう。

〔付記〕なお、本研究は平成二二年度関西大学、学部内共同研究助成費研究成果の一部である。謝してここに記す

次第である。

なお、引用略語対象は以下による。

- Thomas de Aquino, *Opera omnia*, ed. Leonina, Roma (Typographia Polyglotta) 1882-
- S.T. *Summa theologiae*, ed. Leonina 4-12, Roma, 1889-1904.
- Summa theologiae*, ed. R. Cavamelle, Roma-Torino (Marietti), 1948.
- S.c.G *Summa contra Gentiles*, ed. Leonina 13-15, Roma, 1918-1930.
- Summa contra Gentiles*, ed. Mark Parc, Torino, momadier, 1961.
- Q.D.De Anima *Quaestiones De Anima*, ed.J.H.Robb, Toronto (Pontifical Institute of Medieval Studies) 1968.
- De Malo *Quaestiones disputatae de malo*, ed. Leonina 23, Roma, 1982.
- De Pot. *Quaestiones disputatae de potentia*, ed. R. Scarrai, Pontifical, 1949.
- De Verit. *Quaestiones disputatae de veritate*, ed. Leonina 22, Roma, 1970-1974
- In Metphy. *Expositio in duodecim libros Metaphysicorum Aristotelis*, ed. M.-R. Cathala and R. Spiazzi, Torino-Roma (Marietti) 1950.
- In duodecim libros Metaphysicorum Aristotelis Expositio, ed.M.-R. Cathala et R.

Spiazzi, Torino-Roma (Marietti), 1964

In Ethic. *Sententia libri Ethicorum Aristotelis*, ed. Leonina 47, Roma, 1969

In decem libros Ethicorum Aristotelis ad Nicomachum Expositio, ed. R. Spiazzi, Torino-

Roma (Marietti), 1964.

De ente *De ente et essentia*, ed. Leonina 43, Roma, 1976

註

- (1) S.T.I-II, Prologus
- (2) S.T.,I-II, q.17,a.1 ad 2
- (3) S.T.I, q.93,a.1
- (4) S.T.I, q.93,a.2
- (5) S.T.I, q.15,a.2
- (6) S.T.I, q.93,a.2
- (7) S.T.I, q.93,a.6
- (8) S.T.I, q.93,a.5
- (9) S.c.G.,IV, cap.26
- (10) S.T.I, q.93,a.6
- (11) S.T.I, q.93,a.7
- (12) Aristoteles, De anima II, 1, 412a 27-28
- (13) S.c.G. II c.68
- (14) S.T.I, q.76,a.4;q.76,a.6 ad 1
- (15) S.T.I, q.77,a.5

トマスにおける人間的な(人間らしい)自由の根底

- ① S.T.I, q.14,a.2 ad 1
 ② De verit., q.22,a.12
 ③ De verit., q.10,a.1;S.T.,I, q.79,a.11
 ④ S.c.G.,IV, cap.26
 ⑤ De verit.,q.10,a.1 ,S.T.I,q.77,a.5
 ⑥ De verit.,q.10,a.1 ad 7
 ⑦ S.T.I,q.14 prologus
 ⑧ S.T.I,q.77,a.1 ad 3
 ⑨ S.T.I,q.77,a.1 ad 5;q.77,a.6;De anima q.12 ad 7
 ⑩ S.T.I,q.77,a.6 ad 3.
 ⑪ S.T.I,q.29,a.2, ad 1
 ⑫ S.T.I,q.29,a.1
 ⑬ S.T.I,q.29,a.2
 ⑭ S.T.I,q.29,a.1
 ⑮ S.T.I,q.29,a.1
 ⑯ S.T.,I-II,q.7,a.4 ad 3
 ⑰ S.T.I,q.65,a.2
 ⑱ S.T., I q.6,a.1, ad 2; q.44,a.4
 ⑲ In XII Met. I.12n.2634;De verit.,q.3,a.8 S.c.G.,III,, c.59 n.2357
 ⑳ S.T.I-II,q.1,a.1
 ㉑ De verit.,q.22,a.1
 ㉒ De pot. q.5,a.4
 ㉓ In I Eth, I 2 n.21
 ㉔ S.T.I-II,q.10,a.1 ad 3
 ㉕ De Pot. q.3,a.11

- 60 S.c.G., III, c.2 n.1873
61 S.c.G., III, c.129 n.3012
62 ST I-II,q.17,a.5, ad 3
63 S.T.,I,q.82,a.1, ad 3
64 S.T.,I, q.82,a.1
65 S.T.I,q.29,a.1 ad 4
66 In V Met. 1.5,n.819
67 S.T.II,q.71,a.2
68 S.T.II,q.91,a.2 ad 2;q.10,a.1
69 S.T.I-II,q.10,a.1 ad 1; cf. De Pot. q.3,a.7 ad 9;S.T.I-II,q.10,a.1
70 S.T.I,q.82,a.1;De verit.,q.22,a.5
71 S.T.,I,q.80,a.2
72 S.T.,I,q.80,a.1
73 S.T.,I,q.82,a.2, ad 1
74 De malo q.6
75 S.c.G.,IV, c.11 n.3461
76 S.T.,I,q.87,a.4
77 S.T.,I-II,q.6,a.1
78 S.T.,I-II,q.6,a.2
79 S.T.,I-II,q.9,a.4;cf.q.9,a.1
80 S.T.,I-II,q.9,a.4 cf. De Malo q.6
81 S.T.,I-II,q.9,a.4 ad 1cf.S.T.,I,q.1,a.2-3
82 S.T.,I-II,q.9,a.6
83 S.T.,I-II, q.9,a.4

トマスにおける人間的な(人間らしい)自由の根底

- 64 S.T.,I-II,q.9,a.4, ad 1
65 S.T.I-II,q.6,a.1
66 *ibid.*, q.9,a.3;q.10,a.1, ad 1
67 S.T.,I,q.82,a.4
68 S.T.,I-II,q.9,a.1 ad 3
69 S.T.,I-II,q.9,a.3
70 De malo q.6
71 S.T.,I-II,q.9,a.1
72 De verit.,q.24,a.6 ad 5
73 S.T.,I-II,q.9,a.2
74 De malo q.6
75 S.T.,I,q.82,a.4 ad 3
76 S.T.,I,q.82,a.4
77 S.T.,I-II,q.9,a.3 ad 3
78 S.T.,I-II,q.9,a.1 ad 3
79 De verit.,q.24,a.6
80 S.T.,I,q.83,a.2 De verit.,q.24,a.4-5
81 De verit.,q.24,a.6;S.T.,I,q.83,a.4
82 S.T.,I,q.83,a.4
83 S.T.,I,q.83,a.1
84 De verit.,q.24,a.2
85 S.T.,I,q.83,a.4
86 De verit.,q.24,a.6
87 S.T.,II-II,q.83,a.1

- 87 S.T.,I,q.79,a.11 ad 1
 88 S.T.,I,q.79,a.11
 89 S.T.,I,q.79,a.11 ad 2
 90 S.T.,I-II,q.94,a.2
 91 S.T.,I-II,q.94,a.2
 92 S.T.,I,q.16,a.1;De verit.,q.21,a.1
 93 S.T.,I-II,q.94,a.2
 94 S.T.,I,q.79,a.12
 95 De verit.,q.16,a.1 ad 7
 96 De verit.,q.16,a.1 ad 13
 97 S.T.,I-II,q.51,a.1;q.94,a.2
 98 S.T.,I-II,q.100,a.1;De malo q.3,a.9 ad 7
 99 S.T.,I,q.79,a.12 ad 3
 100 De verit.,q.17,a.1
 101 De verit.,q.17,a.1 ad 4
 102 S.T.,I-II,q.17,a.1
 103 S.T.,I,q.83,a.3 ad 2
 104 S.T.,I,ibid
 105 De verit.,q.22,a.15
 106 S.T.,I-II,q.90,a.2
 107 S.T.,I-II,q.57,a.5, ad 3;q.64,a.3
 108 S.T.,I, q.63,a.1
 109 De verit.,q.16,a.2 ad 1;q.17,a.1 ad 1
 110 De verit.,q.16,a.3
 111

トマスにおける人間的な（人間らしい）自由の根底

- (12) S. T., I, q. 63, a. 1
- (13) S. T., I, q. 82, a. 2; I-II, q. 10, a. 2
- (14) S. T., I-II, q. 57, a. 4; q. 58, a. 5
- (15) S. T., I-II, q. 55, a. 1 ad 2
- (16) S. T., I, q. 83, a. 2-3
- (17) De verit., q. 17, a. 2 S. T., II-II, q. 47, a. 6